

「ソリオ宝塚」

大規模小売店舗立地法の届出に係る変更のお知らせ

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づき、下記の事項につきまして令和8年3月30日付で兵庫県知事に変更届出を行いましたので、同法施行規則第11条第2項の規定によりお知らせいたします。

■大規模小売店舗の名称・所在地

名称：ソリオ宝塚

所在地：兵庫県宝塚市栄町二丁目127番地 外

■大規模小売店舗を設置する者

名称：阪急電鉄株式会社

住所：大阪府池田市栄町1番1号 ほか17者

■変更しようとする事項

駐車場の収容台数

(変更前) 639台

(変更後) 430台

■変更する理由

阪急宝塚駅屋上駐車場の一部に太陽光パネルを設置するため

■届出書の縦覧場所と縦覧期間

縦覧場所：兵庫県まちづくり部都市計画課

(兵庫県庁：神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

縦覧期間：令和8年8月17日まで

※なお同期間中に本計画に対する意見書を提出することができます。

詳しくは兵庫県まちづくり部都市計画課(078-362-9296)

までお問い合わせください。

■お問合せ先

阪急阪神ビルマネジメント株式会社

SC第二(沿線)営業部(担当：時水、大倉)

TEL：06-6372-7831(平日の9:30~17:00)